

○東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

平成30年6月22日

条例第27号

東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成6年東海村条例第5号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、土砂等による土地の埋立て等について、村、土地の埋立て等を行う者等の責務を明らかにするとともに、必要な規制を定め、もって生活環境の保全に資することを目的とする。

（令7条例16・一部改正）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 土砂等 土砂及び土砂に混入し、又は付着した物をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項の廃棄物を除くものをいう。

（2） 土地の埋立て等 土砂等による土地の埋立て、盛土及び堆積をいう。

（3） 埋立て等区域 土地の埋立て等を行う土地の区域をいう。

（村の責務）

第3条 村は、村の区域内における土地の埋立て等の状況を把握し、土地の埋立て等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるとともに、茨城県が講ずる土地の埋立て等の規制に関する措置について、必要に応じ協力するものとする。

（土地の埋立て等を行う者の責務）

第4条 土地の埋立て等を行う者は、土地の埋立て等を行うに当たっては、埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な措置を講じなければならない。

(令7条例16・一部改正)

(土砂等を発生させる者等の責務)

第5条 土砂等を発生させる者は、土砂等の発生を抑制するよう努めるとともに、発生させる土砂等により土地の埋立て等が行われる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

2 土地の所有者は、その所有する土地を土地の埋立て等を行う者に使用させる場合にあっては、当該土地の埋立て等を行う者により適正な土地の埋立て等が行われるよう必要な配慮をしなければならない。

(事前協議)

第6条 土地の埋立て等を行おうとする者は、第9条第2項の規定による許可の申請を行う前に、規則で定めるところにより、村長と事前協議をしなければならない。

2 村長は、前項の事前協議を行ったときは、土地の埋立て等を行おうとする者に対し、必要な助言及び指導を行うことができる。

(周辺関係者への説明)

第7条 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定める周辺関係者(以下「周辺関係者」という。)に対し、当該土地の埋立て等の計画について説明をしなければならない。この場合において、土地の埋立て等を行おうとする者は、当該土地の埋立て等の計画について周辺関係者の理解を得るよう努めなければならない。

(土地所有者等の同意)

第8条 土地の埋立て等を行おうとする者は、規則で定める土地所有者等から、当該土地の埋立て等の計画について同意を得なければならない。

(土地の埋立て等の許可)

第9条 埋立て等区域の面積が3,000平方メートル以下である土地の埋立て等を行おうとする者は、村長の許可を受けなければならない。

ただし、次に掲げる土地の埋立て等については、この限りでない。

(1) 土地の造成その他これに類する行為を行う土地の区域内において行う土地の埋立て等であって、当該区域内において発生した土砂等のみを用いて行うもの

(2) 国，地方公共団体その他規則で定める者が行う土地の埋立て等

(3) 他の法令の規定による許可等の処分その他の行為に係る土地の埋立て等であって、規則で定めるもの

(4) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地の埋立て等

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる事項を記載し、村長に提出しなければならない。

(1) 住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地，名称及び代表者の氏名）

(2) 土地の埋立て等の目的

(3) 埋立て等区域の位置

(4) 埋立て等区域の面積

(5) 土地の埋立て等を行う期間

(6) 土地の埋立て等に用いる土砂等を発生させる者

(7) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生場所

(8) 土地の埋立て等に用いる土砂等の数量

(9) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画

(10) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 前項の申請書には、規則で定める書類を添付しなければならない。

(令7条例16・一部改正)

(許可の基準)

第10条 村長は、前条第2項の規定による許可の申請があつた場合においては、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ許可をしてはならない。

(1) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質が建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に掲げる第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土に該当するもので、改良土でないこと。

(2) 土地の埋立て等に用いる土砂等が、茨城県内で発生し、土砂等の発生場所から直接埋立て等区域に搬入されるものであること。

(3) 土地の埋立て等に用いる土砂等の性質及び有害物質（鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質であって、それが土壌に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして規則で定めるものをいう。以下同じ。）による汚染の状態が規則で定める基準に適合していること。

(4) 埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画が規則で定める基準に適合していること。

(5) 土地の埋立て等を行おうとする者が次のいずれにも該当しないこと。

ア 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定める者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

エ 第22条の規定により許可を取り消され、当該取消しの日から5年を経過しない者（当該取消しを受けた者が法人であるときは、当該取消しの日当該法人の役員であった者を含む。）

オ 第23条第1項又は第2項の規定による命令を受け、当該命令に係る措置が完了していない者（当該命令を受けた者が法人であるときは、当該命令の日当該法人の役員であった者を含む。）

カ 土地の埋立て等に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがある

ると認めるに足りる相当の理由がある者

キ 東海村暴力団排除条例（平成24年東海村条例第2号。以下「暴排条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等に該当する者

ク 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

ケ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人であるときは、その役員を含む。）がアからクまでのいずれかに該当するもの

コ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

サ 個人で規則で定める使用人のうちにアからクまでのいずれかに該当する者のあるもの

シ 暴力団員等がその事業活動を支配するもの

（令元条例15・令7条例16・令7条例5・一部改正）

（許可の条件）

第11条 村長は、第9条第1項の許可に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のため必要な限度において、条件を付することができる。

（令7条例16・一部改正）

（変更の許可等）

第12条 第9条第1項の許可を受けた者（以下「許可を受けた者」という。）は、同条第2項第4号から第9号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、村長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前2条の規定は、前項の許可について準用する。

3 許可を受けた者は、第1項ただし書に規定する軽微な変更があった

とき又は第9条第2項第1号若しくは第10号に掲げる事項に変更があったときは、規則で定めるところにより、当該変更した日から15日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(令7条例16・一部改正)

(着手の届出)

第13条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等に着手しようとするときは、規則で定めるところにより、着手する日の10日前までにその旨を村長に届け出なければならない。

(土壌の調査等)

第14条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、土地の埋立て等に着手した日から90日ごとの各期間（当該期間内に当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し、若しくは廃止した場合は、当該土地の埋立て等を完了し、又は休止し、若しくは廃止した日から14日を経過する日までの期間）内において村長が指定する日に当該許可に係る埋立て等区域内の土壌の有害物質による汚染の状況について調査を行い、当該調査の終了した日から1月以内に、その結果を村長に報告しなければならない。

(許可に基づく地位の承継)

第15条 許可を受けた者について相続、合併又は分割（当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継させるものに限る。）があったときは、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により当該土地の埋立て等を行う権原を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人、合併により設立された法人若しくは分割により当該許可に係る土地の埋立て等を行う権原を承継した法人は、許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により許可を受けた者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、当該地位を承継した日から30日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

(施工管理者の設置等)

第16条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をつかさどる者（以下「施工管理者」という。）を置かなければならない。

2 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を施工するときは、施工管理者に、当該許可に係る埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全のために必要な施工上の管理をさせなければならない。

(令7条例16・一部改正)

(標識の掲示)

第17条 許可を受けた者は、当該許可に係る埋立て等区域内の見やすい場所に、規則で定めるところにより、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲示しなければならない。

(帳簿への記載)

第18条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る土地の埋立て等に関し、規則で定める事項を帳簿に記載しておかなければならない。

(令7条例16・一部改正)

(完了の届出等)

第19条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等が完了したときは、規則で定めるところにより、当該完了した日から15日以内にその旨を村長に届け出なければならない。

2 村長は、前項の規定による届出があったときは、当該許可に係る土地の埋立て等が当該許可の内容に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(廃止等の届出等)

第20条 許可を受けた者は、当該許可に係る土地の埋立て等を廃止し、又は30日以上休止しようとするときは、規則で定めるところにより、当該廃止し、又は休止した日から15日以内にその旨を村長に届け出

なければならない。

- 2 前項の規定による廃止の届出があったときは、第9条第1項の許可（第12条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあっては、その変更後のもの）は、その効力を失う。
- 3 前条第2項の規定は、第1項の規定による廃止の届出があった場合について準用する。
- 4 許可を受けた者は、第1項の規定により休止した当該許可に係る土地の埋立て等を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、再開する日の10日前までにその旨を村長に届け出なければならない。
（書類の備置き及び閲覧）

第21条 許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る第9条第2項の申請書の写し、第18条の帳簿その他規則で定める書類を当該許可に係る埋立て等区域内又は最寄りの事務所若しくは事業所に備置き、当該土地の埋立て等に関し生活環境の保全上利害関係を有する者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（令7条例16・一部改正）

（許可の取消し等）

第22条 村長は、許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該許可を取り消し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命ずることができる。

- （1） 偽りその他不正な手段により、第9条第1項又は第12条第1項の許可を受けたとき。
- （2） 第9条第2項の申請書に記載した土地の埋立て等の目的又は埋立て等区域の位置を変更するとき。
- （3） 第10条第1号から第4号までに規定する許可の基準に違反したとき。
- （4） 第10条第5号（エを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) 第11条(第12条第2項において準用する場合を含む。次条第2項において同じ。)の規定により第9条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件(次条第2項の規定による変更があった場合にあっては、その変更後のもの。同項において同じ。)に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(6) この項又は次条第2項の規定による命令に違反したとき。

2 村長は、許可を受けた者が、正当な理由なく、第9条第1項の許可を受けた日から起算して1年以内に当該許可に係る土地の埋立て等に着手せず、又は引き続き1年以上当該許可に係る土地の埋立て等を休止したときは、規則で定めるところにより、当該許可を取り消すことができる。

(令元条例15・令7条例16・一部改正)

(措置命令等)

第23条 村長は、第9条第1項の規定に違反して土地の埋立て等を行った者に対し、規則で定めるところにより、その土地の埋立て等の中止を命じ、又は期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を受けた者に対し、規則で定めるところにより、第11条の規定により第9条第1項又は第12条第1項の許可に付した条件を変更し、又は期間を定めて当該許可に係る土地の埋立て等の停止を命じ、若しくは期限を定めて当該土地の埋立て等に係る土砂等の除去その他必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(1) 土地の埋立て等が第10条各号の基準又は当該土地の埋立て等の許可に係る第9条第2項の申請書に記載した埋立て等区域の周辺地域の生活環境の保全に関する計画に適合していないと認めるとき。

(2) 生活環境の保全のため緊急の必要があると認めるとき。

(令7条例16・一部改正)

(違反事実の公表)

第24条 村長は、許可を受けた者が第22条第1項又は前条第1項若しくは第2項の規定による命令に違反したときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

(協力要請)

第25条 村長は、生活環境の保全のため必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、必要な協力を要請することができる。

(令7条例16・一部改正)

(報告の徴収及び立入検査等)

第26条 村長は、この条例の施行に必要な限度において、土地の埋立て等を行う者に対し、土地の埋立て等の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 村長は、この条例の施行に必要な限度において、職員の中から立入検査に従事する職員（以下「立入検査職員」という。）を指定し、埋立て等区域その他関係箇所に立ち入らせ、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の立入検査職員は、規則で定める身分証明書を携帯し、関係者から求めがあったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(手数料)

第27条 第9条第1項又は第12条第1項の許可を受けようとする者は、東海村手数料徴収条例（平成12年東海村条例第13号）に定めるところにより、手数料を納めなければならない。

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が規則で定める。

(罰則)

第 29 条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、2 年以下の拘禁刑又は 100 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 9 条第 1 項又は第 12 条第 1 項の規定に違反して土地の埋立て等を行ったとき。

(2) 第 22 条第 1 項又は第 23 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反したとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 26 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 第 26 条第 2 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、30 万円以下の罰金に処する。

(1) 第 12 条第 3 項、第 13 条、第 15 条第 2 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項若しくは第 4 項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第 14 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(3) 第 17 条の規定に違反したとき。

(令 7 条例 16・令 7 条例 5・一部改正)

(両罰規定)

第 30 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項の許可を受けて土地の埋立て等を行っている者は、この条例による改正後の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第9条の規定にかかわらず、なお従前の例により当該土地の埋立て等を行うことができる。
- 3 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の条例第16条及び第17条の規定により発せられている命令は、なお効力を有する。
- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和7年条例第5号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」と

いう。) (有期のものに限る。以下この項において同じ。), 旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)(有期のものに限る。以下この項において同じ。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは, 当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と, 旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

- 4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ, なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については, 無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と, 有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と, 拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

附 則 (令和7年条例第16号)

(施行期日)

- 1 この条例は, 令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この附則に別段の定めのあるもののほか, この条例の施行の際現にこの条例による改正前の東海村土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第9条第1項の規定による許可を受けている者であって, 現に当該許可に係る土地の埋立て等に着手しているものについては, なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例第9条第1項の規定による許可を受けている者であって, 当該許可に係る土地の埋立て等に着手していないものは, この条例の施行の日に, 改正後の条例第9条第1項の許可を受けたものとみなす。
- 4 この条例の施行前にされた改正前の条例第9条第2項の規定による

許可の申請であって、この条例の施行の際に許可又は不許可の処分がされていないものは、改正後の条例第9条第2項の規定による許可の申請とみなす。

- 5 この条例の施行前にした行為及び附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。